

令和5年第6回半田市議会定例会決算審査建設産業委員会委員長報告書

当建設産業委員会に付託された案件については、9月13日、20日は、午前9時30分から、21日は、午後3時から、本日は、午前9時45分から、いずれも委員会室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

令和4年度を終え、変革に向けた第一歩としての取組みをどのように評価しているか。とに対し、

産業振興については、推進するための取組みとして、産業振興会議を立ち上げ、様々な議論を交わしました。また、中心市街地の活性化と6次産業化に向けた農業者支援の取組みを進めるため、外部人材を登用し、変革に向けたスタートが切れたことが評価できると考えています。とのこと。

令和4年度の観光施策について、観光客数の結果も含め本市の魅力を十分に発信できたか考えるか。とに対し、

コロナ禍においても、事業を中止せず、感染対策などをしっかり行い実施に向けて取り組むことができたことで、85祭（はっこうまつり）を始め、様々なイベントが開催でき、それを通じて、市民も含めた多くの人に本市の魅力を伝えることができたと考えています。とのこと。

市長特任顧問及び6次産業化プロジェクトリーダーについて、これまでの業務をどのように評価しているか。また、外部人材を登用したことで、市職員へどのような影響があったか。とに対し、

二人とも、その道のプロフェッショナルであるため、専門知識を活かして多くの人を巻き込んで活動しています。登用してから期間が短いため、目に見えた実績としては現れてはいませんが、これまでの取組み内容については高く評価しています。

また、市の職員についても、多くの人を上手に巻き込んで事業に取り組む姿勢などが良

い手本となっており、意識の向上などに影響を与えていると感じています。とのこと。

2 款 3 項 1 目、諸証明事務事業について、住民票等のコンビニ交付に係る経費の総額と、コンビニ交付 1 枚あたりの費用はいくらか。また、コンビニ交付の減免措置を令和 4 年度で終了した理由はなぜか。とに対し、

コンビニ交付に係る経費は、システムや端末機の使用料と、運営団体に支払う負担金の合計 975 万 1117 円で、コンビニ交付 1 枚あたりの金額は約 380 円です。コンビニ交付料金の減免は、コロナ感染対策事業として実施したため、コロナが 5 類へ移行したことに伴い、事業終了の判断をしました。とのこと。

4 款 1 項 3 目、墓地管理事業について、墓地管理計画において、合葬墓に関する記載があるが、どのような検討を行ったのか。とに対し、

現段階では、どのような合葬墓にするかを検討しているところです。令和 8 年度頃までには形を示し、その後に建設を進めていきたいと考えています。とのこと。

2 項 2 目、リサイクルセンター施設維持管理事業のうち、リサイクルセンター施設の活用方法や今後の方針について、どのような検討を行ったのか。とに対し、

旧焼却塔は、現在の施設を利用した発電施設の活用も検討しましたが、採算が合わなかったため、解体して新たに資源回収用のストックヤードを建設する方針です。

旧破碎場は、解体後の空きスペースで、スポーツ施設の整備や太陽光パネルの設置などを検討していきます。とのこと。

6 款 1 項 2 目、キャッシュレス決済ポイント還元事業について、成果目標に届かなかった要因はなにか。また、当事業を実施した結果をどのように評価しているか。とに対し、

本事業は、物価高騰の影響を受けた地元の事業者の支援を目的として実施しており、大型店舗やチェーン店、コンビニ等を事業対象から除いたため、予算額まで達しなかったものと考えています。

事業の評価は、後に行ったアンケート調査にて、「新たな顧客開拓に繋がった」といった

回答もあり、地域経済の活性化に寄与できたと考えています。とのこと。

同目、工業団地造成事業について、石塚地区への進出を希望している企業の業種や規模はどのようなか。また、石塚地区、中億田地区の工業団地の進捗状況はどうか。その中で、石塚地区に隣接する都市計画道路はどこまで整備を行うのか。とに対し、

石塚地区へ進出を希望している企業は、業種としては製造業と物流業となっており、規模としては 2,000m² から 33,000m² の範囲となっています。

工業団地の進捗状況は、石塚地区については、工程の見直しなどにより現時点で令和 11 年中の完成予定として事業主体である県と工程を調整中です。また、中億田地区は、企業が主体で開発を行うことにはなりますが、早ければ、令和 7 年度に工場建設、令和 8 年度に企業が操業の開始ができるように進めています。

都市計画道路については、工業団地に隣接している区間については、工業団地の造成に合わせて整備する予定ですが、それ以外の区間は現時点では整備時期は未定です。とのこと。

同項 4 目、観光振興事業について、インバウンド消費の拡大に向けてどのような取り組みを行ったか。とに対し、

本市を代表する醸造・発酵の食文化と知多和牛などの地場の食材を組み合わせたメニューの開発などによる「ガストロノミーツーリズムの造成」に向け、観光協会を中心に市、地元企業・事業者が協働して取り組み、外国人に対する誘客コンテンツの充実を図りました。とのこと。

7 款 2 項 2 目、道路維持修繕事業について、すぐやる隊が市民からの様々な要望に対応していることは評価しているが、何か課題はあるか。とに対し、

すぐやる隊は 7 人で構成し、スムーズな対応ができていますが、除草作業中の飛び石による事故が発生してしまいました。今後は、作業中の事故が発生しないよう安全管理を行うことが課題であると考えており、適切な現場管理や正しい草刈り技術の習得など、再発防止に取り組んでまいります。とのこと。

同項 3 目、新半田病院アクセス道路改良事業について、阿久比町内の命の道において、道路施設の構造や工事施工方法等を協議したとのことだが、具体的にどのような協議がなされたのか。とに対し、

阿久比町とは、道路を拡幅するために暗渠化する水路の構造や野崎交差点の形状など、詳細な設計内容について、また、名古屋鉄道とは、鉄道桁下防護の構造や設置位置、近接作業の方法等について協議を行いました。とのこと。

5 項 1 目、公共交通対策事業について、半田常滑線と半田北部線は、利用者数が大幅に減少しているが、要因は把握しているか。また、改善策は考えているか。とに対し、

要因は、コロナ禍の影響により、日常的にバスを利用していた空港関係者の通勤利用が減少したことなどによるものと考えています。今後は、新病院への交通アクセスも含め、運行事業者、常滑市と連携し、路線改善による見直しを図ってまいります。とのこと。

6 項 1 目、市営住宅維持管理事業について、全戸数に対し、入居戸数が少ない状況にあるが、市営住宅の管理戸数についてどのように考えているか。とに対し、

市営住宅の管理戸数については、今後 30 年間で現在の 900 戸から 400 戸にする計画としており、引き続き、用途廃止する住宅の入居者の移転を進め、管理戸数の適正化を図ってまいります。とのこと。

次に、令和 4 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算のうち、乙川中部土地区画整理事業について、保留地の処分状況はどのようなか。また、今後の取扱いをどのように考えているのか。とに対し、

令和 4 年度は、ホームページで紹介するほか、ハウスメーカーや近隣アパートなどにチラシを配布し PR を行ってきましたが、保留地の販売実績はありませんでした。今後は、保留地の処分に向け、事業期間内に完売できるよう、販売促進につながる方策について検討してまいります。とのことでした。

以上のような質疑を行った後、討論を省略し、一般会計と 2 件の特別会計を採決し

ました。

まず、令和4年度半田市一般会計の歳入歳出決算のうち、当委員会に分割付託された案件について採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、令和4年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、令和4年度半田市J R半田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、認定第3号について、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

管路経年化比率について、前年より比率が増え、配水管の老朽化が進んでいるとのことだが、どのように考えているか。とに対し、

旧土地区画整備事業により整備した配水管など、古くに布設した配水管の老朽化は進んでおり、法定耐用年数を経過した管が増えてきていることは認識しています。現在、最優先に実施している管路などの耐震化工事のうち、重要給水施設への配水管の耐震化は令和5年度に完了する予定であることから、今後は、残る基幹的な管路の耐震化工事と併せて、経年化が進んでいる旧土地区画整理区域の配水管から順次、更新工事を実施してまいります。とのこと。

未収金対策について、水道料金が期限内に支払われなかった場合には給水停止を行ったとのことだが、生活が困窮している人などに対してはどのような対応をしているのか。とに対し、

支払いが困難な方に対しては、事情を確認する中、分割納付をしていただくなど、状況に応じた対応を行っています。また、生活への支援が必要な方に対しては、担当部署と情報共有するなど連携を図っています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、認定第4号について、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

不明水量が大きく増加しているが、どのような事情か、またどのような対策を実施しているのか。とに対し、

当年に数値が大きく増加しているのは、県の流域下水道の流量算出方法が変更となったものであり、水量が急激に増加したものではありません。

不明水の主な要因は、地下水位の高い場所や下水道管の老朽化による侵入水であり、その可能性が高い地区において試験的に対策工事を実施しました。その結果、効果が認められたため、令和5年度以降、対象範囲を広げて不明水対策を実施していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

最後に、議案第63号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。